

臨床動作法 資格申請関連細則集

2009 年（平成 21 年）10 月 16 日改訂

日本臨床動作学会 資格認定委員会

まえがき

日本臨床動作学会
理事長 成瀬悟策

日本臨床動作学会が平成 5 年 6 月に発足して以来、悩みや心身の不調で困っているひと、スランプに陥っているひと、あるいは、健康な生活を願うひとたちから、臨床動作法による援助・指導を受けたいという希望が多数寄せられるようになりました。そして、最近では、どこで臨床動作法を受けられるかという問い合わせが増え、また、診療に携わる医師からは患者をどこに紹介すればよいかと尋ねられるようになりました。

こうした状況を受けて、本学会は、臨床の現場において臨床動作法を適切に用いることのできる専門家の必要性を検討し、今回、臨床動作法の専門家、すなわち「臨床動作士」の資格認定の事業を始めることにいたしました。

この事業は、1998 年 10 月に千葉厚生年金休暇センターにおいて開催された第 6 回総会において提案され、承認を受けました。そこで、臨床動作士資格認定の作業を 1999 年度よりスタートさせるにあたり、臨床動作士資格認定委員会は「臨床動作士」資格認定の申請のための「手続き」を作成いたしました。

「臨床動作士」の資格認定を希望される方は、この手続きを参照されたいうえで、申請されますようお願いいたします。

本学会が、有資格の臨床動作士を社会に送り出すことで、ひとびとの生き方や生活がより豊かで健康になることに広く貢献できることを念願しています。

(初版<平成 11 年>掲載)

臨床動作法資格申請関連細則集 目次

研修機会

- I. 臨床動作法研修機会認定細則（抜粋） p 4

認定要件

- II. 認定動作士資格認定要件細則 p 7

- III. 臨床動作士資格認定要件細則 p 9

- IV. 臨床動作学講師資格認定要件細則 p 11

申請及び交付手続き

- V. 認定動作士資格申請及び交付手続き細則 . . . p 13

- VI. 臨床動作士資格申請及び交付手続き細則 . . . p 15

- VII. 臨床動作学講師資格申請及び交付手続き細則
. . . p 17

I. 臨床動作法研修機会認定細則（抜粋）

1. 目的

本細則は、資格認定委員会 規約 4. の 3) に基づき、臨床動作法関連諸資格認定に要する研修会について必要な事項を定めるものである。

2. 内容

研修内容には、以下のものが含まれていなくてはならない。

1) 理論

臨床動作学の理論に関する研修を指す。

2) 実習

臨床動作法による動作体験と技法実習を主体とする研修を指す。

3) ケース研究

臨床動作法を実践した事例研究を主体とした研修を指す。

3. 実施者

研修指導に携わる者は原則として本学会が認定した臨床動作学講師（以下、認定講師と略記する）でなければならない。研修会を主催する者には特に制限を設けない。

4. 研修証明書

主催者は、研修終了後担当した認定講師の署名捺印を添えた研修証明書を発行し、当該の研修会で研修会参加者名と各参加者が分野別に取得したポイント数（参加時間）を明記した研修証明書を参加者に対して発行するものとする。

臨床動作法資格認定申請に使用する研修証明書には各分野のポイント数が明記されていなければならないが、他にも提出するなどが必要があるのならば、研修時間数とポイント数を併記することもかまわない。

5. 事後の報告

主催者は、研修終了後、担当した認定講師の署名捺印を添えて、研修証明書を発行した研修会参加者名と各参加者の分野別の正確なポイント数（参加時間）を記載した報告書を認定委員会に提出しなければならない。

6. 形式と認定ポイント

研修会については、以下に示す本学会主催の研修会の他、他団体主催研修会又はスーパービジョンによる認定研修機会、学会などでの研究発表、本学会学術大会への参加、学術論文等著作、大学など教育機関で開講される認定過程がこれに含まれる。

1) 研修会

(1) 本学会主催研修会

その1時間を1ポイントとして認める。

(2) 認定研修会

認定研修会とは、本学会の主権によらない臨床動作法に関する研修会のうち以下のものをいう。

①他学会主催研修会

認定委員会が認定した他学会主催研修会は、原則としてその実時間数を1時間1ポイントとして認める。

②その他機関・団体（研究会）主催研修会

上記以外の研修会及び個人スーパービジョンは、次項、本細則7.「その他機関・団体（研究会）主催研修会の認定基準」に示された要項に合致するものについて、その内容と形式に応じたポイントが与えられる。

2) 学会等での研究発表

本学会大会での諸発表は4ポイントとし、その内容によってケース研究分野または理論分野に充当される。他学会等での発表は、認定委員会が認めるものに限り同等に取り扱う。

3) 本学会学術大会参加

本学会学術大会への参加は、当分の間、各大会ごと4ポイントとする。このポイントは、理論及びケース研究の分野に対して申請者の判断で任意に振り当てることが出来る。

4) 論文、著書

本学会誌での論文発表は8ポイントとする。本学会誌以外で発表された学術論文、著書等の著作は、認定委員会が認めるものに限り同等に取り扱う。

ただし、学会大会等で発表されたものと同一のケースを扱った論文発表の場合は、重複してのポイント算入は認めないものとし、学会発表または論文発表のいずれか一方のみのポイント算定を認める。

5) 認定課程

大学などの教育機関で開講される授業のうち、認定委員会が認める技法中心のカリキュラムのものは、認定課程としてポイントを認める。ただし、上限を16ポイントとする。

7. その他機関・団体（研究会）主催研修会の認定基準

本学会および他学会以外の主権による研修機会のうち、以下の要件を満たすものは認定研修会として認定し、一定の研修ポイントを認める。

1) 計画書の提出

認定研修会を主催しようとする者は、一単位の研修会ごとにあらかじめその研修計画書を添えた申請を行い、認定委員会から承認を受けなければならない。

2) 参加者数

一開催の研修参加者は1名の認定講師につき20名以内とする。ただし、認定動作士または臨床動作士が講師の補助者として参加する場合は、原則として補助者の人数に関係なく認定講師一人につき最大30名までとすることができる。

3) 短期研修会

短期研修会とは、随時企画され開催される会であって、原則として一開催の研修時間が5時間以上の研修会をいう。

(1) ポイントの計算

認定されるポイント数は、研修時間が9時間未満の会については、研修時間数の1/2とし、全時間出席した者にのみポイントが認定される。

研修時間が9時間以上の研修会の場合については、認定されるポイント数はすべて8ポイントとする。この会の場合、出席時間が9時間に満たない参加者については、参加時間数の1/2のポイント(端数り捨て)を認定することができる。

(2) ポイントの配分

理論、技法、ケース研究各分野へのポイントの配分の仕方は以下による。

どの分野についても、実際に行われた研修時間を超えない範囲で、研修1時間を1ポイントとして計算することができるが、各分野のポイントを合計したポイント数が上記によって与えられるポイント数(8ポイントあるいは出席時間数の1/2ポイント)を越えてはならない。

4) 継続研修会

継続研修会とは、月例会形式などあらかじめ立案された全体の研修計画に従って、継続して開催される研修会をいう。機会認定に際しては、原則として固定した参加者に対し一回の研修時間が2時間以上で、年間を通して定例的に8回以上開催されることを条件とする。

(1) ポイントの計算

一開催期間(一年間)に認められる認定ポイント数は上限を16ポイントとする。年間開催回数の内7割以上の参加をした者に対し実質時間に応じてポイントが認められる。

(2) ポイントの配分

理論、技法、ケース研究各分野へのポイントの配分の仕方は以下による。

どの分野についても、実際に行われた研修時間を超えない範囲で、研修1時間を1ポイントとして計算することができるが、各分野のポイントを合計したポイント数が本則に示されたポイント数(16ポイントあるいは16ポイント以下で実質時間に応じて認められるポイント数)を越えてはならない。

5) 個人スーパービジョン

個人スーパービジョンとは、認定講師により個別的行われるものであり、1回につき1時間以上、1年に5回以上継続して行われるものをいう。1時間を1ポイントとして実施時間に応じ分野ごとにポイントが認められる。ただし、年間取得の上限は20ポイントとする。

8. 申請ポイントの期間制限

基本的に資格取得に要する研修会とは本学会が提供するものである。2005年以降、本学会認定の研修会参加のみにより資格申請が可能となる。これにより2005年度以降の資格申請時には、必要とされる研修経験の履修期間を申請年度よりさかのぼる12年間以内とする。

Ⅱ．認定動作士資格認定要件細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 4. に基づいて定めるものである。
2. 申請要件 認定動作士の資格申請にあたっては、以下の要件をすべて満たしている必要がある。
 - 1) 基礎資格
 - (1) 本学会会員であること。
 - (2) 大学で心理学・教育学・社会福祉学・医学等の学科を卒業しているか、それと同等と見なされる対人援助の専門職者として5年以上の経験を有する者であること。
 - (3) 対人援助分野での活動に携わっていること。
 - 2) 研修実績
以下に示される研修規程に従った研修経験を持つこと。
 - (1) 研修分野 臨床動作学及び臨床動作法に関して、理論、実習(技法)、ケース研究の3分野にわたる研修経験が求められる。
 - (2) 研修経験
研修経験は臨床動作法研修機会認定細則に示された要件に従い「ポイント」で換算し積算する。各研修分野に対して、以下に示す必須ポイント数を上回る研修経験を持ち、かつ合計で100ポイント以上の研修実績を持つこと。
 - ①理論分野
10ポイントを必須とする。
 - ②技法実習分野
50ポイントを必須とする。
 - ③ケース研究分野
10ポイントを必須とする。
 - ④代替措置
代替措置として、「心理リハビリテーションスーパーバイザー」の資格を有する者は、その資格を30ポイント分の経験として、上述の必須ポイントを除く各分野の研修ポイントに充当することができる。
 - (3) 研修会
申請要件に該当する研修会およびそのポイント数は臨床動作法研修会認定細則に定めるものとする。
 - 3) ケース報告
臨床動作法を適用したケース報告 1編を提出しなければならない。なお、このケース報告には、本学会または委員会が認定する研修会・学術大会、学術雑誌等の著作物で発表した臨床動作法を適用した事例報告を当てることができる。
 - 4) 学術大会への参加
資格認定申請をする年度の前、直近5年間に本学会学術大会に2回以上参加していること。なお、この参加は2) 研修実績のポイントとすることができる。

5) 推薦者

認定講師2名の推薦を受けていること。

3. 認定要件

1) 必要要件

2.の「申請要件」に定める申請に必要な要件を満たしていること。

2) 十分要件

委員会によって行われる書類審査・筆記試験及び面接を経て、以下に示される資格取得相当の知識と理論及び技能を持つと認められること。

「臨床動作学の間人理解に基づいて、対象者のより豊かで健康な生活に寄与しうる臨床動作法の適用、即ち見立てと運用を独立してなし得る」

<暫定措置> 当面の間、審査は書類審査及び面接によって行うものとする。

3) 倫理規程の遵守

臨床動作法の運用について、倫理規範を含む臨床実践についての枠組み(学会会則および倫理委員会が定める倫理規程)を遵守すること。申請者は認定に際して、これを遵守する旨の「誓約書」を提出しなければならない。

4. 更新要件

認定動作士資格の有効期限は5年間とし、これを更新することができる。更新には「臨床動作法資格者研修及び資格更新細則」に示された研修実績をもって所定の手続きを行う必要がある。

5. 附則 本規定は 2000 年(平成 12 年)10 月 14 日より実施する。

2004 年(平成 16 年)10 月 22 日改訂

2007 年(平成 19 年)11 月 23 日改定

Ⅲ. 臨床動作士資格認定要件細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 4. に基づいて定めるものである。

2. 申請要件 臨床動作士の資格申請にあたっては、以下の要件をすべて満たしている必要がある。

1) 基礎資格

- (1) 本学会会員であること。
- (2) 大学で心理学・教育学・社会福祉学・医学等の学科を卒業しているか、それと同等と見なされる学識を有する者であること。
- (3) 対人援助の専門家としての実績を有すること。

2) 研修実績

臨床動作法を実施するにあたって必要な臨床経験を有し、以下に示される研修規程に従った研修経験を持つこと。

(1) 研修分野

臨床動作学及び臨床動作法に関して、理論、実習（技法）、ケース研究の3分野にわたる研修経験が求められる。

(2) 研修経験

研修経験は臨床動作法研修機会認定細則に示された要件に従い「ポイント」で換算し積算する。各研修分野に対して、以下に示す必須ポイント数を上回る研修経験を持ち、かつ合計で150ポイント以上の研修実績を持つこと。

①理論分野

10ポイントを必須とする。

②技法実習分野

本学会主催の研修会における上級コースでの必須研修10ポイントを含む70ポイントを必須とする。

③ケース研究分野

10ポイントを必須とする。

④代替措置

代替措置として、「臨床心理士」または「心理リハビリテーションスーパーバイザー」の資格を有する者は、その一つの資格を50ポイント分の経験として、上述の必須ポイントを除く研修ポイントに充当することができる。

両資格を併せ持つ者については、これに加えその資格を20ポイント分の経験として、計70ポイントを、上級コース分を除く技法分野の必須ポイントに充当することができる。

(3) 研修会

申請要件に該当する研修会およびそのポイント数は臨床動作法研修機会認定細則に定めるものとする。

3) ケース報告

臨床動作法を適用したケース報告1編を提出しなければならない。なお、このケース報告には、本学会または委員会が認定する研修会・学術大会、

学術雑誌等の著作物で発表した臨床動作法を適用した事例報告を当てること
ができる。

4) 学術大会への参加

資格認定申請をする年度の前、直近 5 年間に本学会学術大会に 2 回以上
参加していること。

なお、この参加は 2) 研修実績のポイントとすることができる。

5) 推薦者

認定講師 2 名の推薦を受けていること。

3. 認定要件

1) 必要要件

2. の「申請要件」に定める申請に必要な要件を満たしていること。

2) 十分要件委員会によって行われる書類審査、筆記試験及び面接を経て、
以下に示される資格取得相当の知識と経験及び技能を持つと認められること。

「臨床動作学の間理解に基づいて対象者の健康な生活の回復ないし育
成に寄与しうる臨床動作法の適用、即ち見立てと運用とを独立してなし得る」
＜暫定措置＞ 当面の間、審査は書類審査及び面接によって行うものとする。

3) 倫理規程の遵守

臨床動作法の運用について、倫理規範を含む臨床実践についての枠組み（学
会会則および倫理委員会が定める倫理規程を遵守すること。申請者は認定に
際して、これを遵守する旨の「誓約書」を提出しなければならない。

4. 更新要件

臨床動作士資格の有効期限は 5 年間とし、これを更新することができる。更新
には「臨床動作法資格者研修及び資格更新細則」に示された研修実績をもって
所定の手続きを行う必要がある。

5. 附則 本細則は 1999（平成 11 年）年 10 月 29 日より実施する。

2000 年（平成 12 年）10 月 14 日改訂

2004 年（平成 16 年）10 月 22 日改訂

2007 年（平成 19 年）11 月 23 日改定

IV. 臨床動作学講師資格認定要件細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 4. に基づいて定めるものである。

2. 申請要件

臨床動作学講師（以下、認定講師という）の資格申請にあたっては、以下の要件をすべて満たしている必要がある。

1) 基礎資格

- (1) 本学会会員であること。
- (2) 認定講師の資格認定申請時に、臨床動作士の資格を保持していること。

2) 研修実績

臨床動作法を教育指導するにあたって必要な臨床経験を有し、以下に示される研修規程に従った研修実績を持つこと。なお、この研修実績は、臨床動作士の資格が認定された後に積まれたものでなくてはならない。

(1) 研修分野

臨床動作学及び臨床動作法に関して、理論、実習（技法）、ケース研究の3分野にわたる研修経験が求められる。

(2) 研修経験

研修経験は臨床動作法研修機会認定細則に示された要件に従い「ポイント」で換算し積算する。各研修分野に対して、以下に示す必須ポイント数を上回る研修経験を持ち、合計80ポイント以上の研修実績を持つこと。

①理論分野

10ポイントを必須とする。

②技法実習分野

本学会研修会における初級・中級・上級各コースでの指導者研修（認定講師によるスーパービジョン）による計15ポイント、本学会資格者研修会での15ポイントを含んで、50ポイントを必須とする。

本学会研修会における指導者研修については、本人の申し出を受け、認定委員会で審議し受講の可否を決める。

③ケース研究分野

10ポイントを必須とする。

(3) 研修会

申請要件に該当する研修会及びその研修ポイント数は、臨床動作法研修機会認定細則に定めるものとするが、これに加えて大学等教育機関において認定講師が行う授業（認定課程）での研修的指導補助（認定講師によるスーパービジョンを伴う）を含むものとする。

(4) ケース研究報告

臨床動作法を適用したケース研究報告1編を提出しなければならない。このケース研究報告には、本学会または委員会が認定する研修会・学術大会、学術雑誌等の著作物で発表した、臨床動作法を適用した事例報告を当てる

ことができる。なお、この報告は、臨床動作士の資格が認定された後に適用したケースについて書かれたものでなければならない。

3) 推薦者

認定講師 2 名の推薦を受けていること。

3. 認定要件

1) 必要要件

2. の「申請要件」に定める申請に必要な要件を満たしていること。

2) 十分要件

認定委員会によって行われる書類審査、筆記試験及び面接を経て、臨床動作法を学ぶ者に対して適な指導・助言を与えることができる知識と経験及び技能をもつと委員会によって認定されること。

< 暫定措置 > 当面の間、審査は書類審査及び面接によって行うものとする。

3) 倫理規程の遵守

動作法の運用・指導にあたっては、倫理規範を含む臨床実践についての枠組み（学会会則および倫理委員会が定める倫理規程）を遵守すること。申請者は認定に際して、これを遵守する旨の「誓約書」を提出しなければならない。

4. 更新要件認定講師資格の有効期限は設けない。ただし、臨床動作士の資格を喪失した場合は、同時に認定講師資格も喪失するものとする。

5. 附則 本規定は 2000 年（平成 12 年）10 月 14 日より実施する。

2004 年（平成 16 年）10 月 22 日
改訂

V. 認定動作士資格申請及び交付手続き細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 5. に基づいて、「認定動作士」の資格認定申請及び認定証の交付について必要な事項を定めるものである。
2. 申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表
認定動作士の資格認定申請及び審査は原則として年 1 回行う。資格認定委員会（以下 認定委員会と呼ぶ）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。
3. 審査申請
認定動作士の資格認定の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて、申請期間内に提出しなければならない。審査料は別に定める。
4. 提出書類
認定動作士の資格認定の審査を希望する者は、別表 1 に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。
5. 登録
認定動作士の資格認定審査の結果は本人宛に通知する。審査に合格した者は、認定動作士認定証の交付を受けるにあたって、通知日より 3 ヶ月以内に、本学会が定める会則、倫理綱領及び本学会倫理委員会が定める倫理規定を遵守する旨の「誓約書」（書式 F-1）を提出するとともに、登録料を本学会に納付しなければならない。誓約書と登録料を受理後、臨床動作法資格認定規定に基づき認定動作士認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて臨床動作法資格者名簿に登録し、これを公示する。
登録料は別に定める。
6. 附則 本細則は 2000 年（平成 12 年）10 月 14 日より実施する。
2004 年（平成 16 年）10 月 22 日改訂

7.別表 1

「認定動作士」認定申請にあたって提出する書類

- 1) 日本臨床動作学会「認定動作士」資格認定申請書（書式A-1）
- 2) 履歴書（書式A-8）
- 3) 認定動作士認定推薦書（書式B-1）
- 4) 臨床動作法に関する研修実績表（書式C-1～8）
- 5) 研修証明書

認定申請にあたって、以下にあげた研修会に参加して得られたポイントを、認定動作士資格認定要件細則 2. の 2) - (2) 研修経験に算入する場合は、その研修会の主催者または携わった認定講師によって発行された、研修分野とその分野の研修ポイントを明記した、研修証明書を提出しなければならない。

(1) 臨床動作法研修機会認定細則 6. の 1) - (2) 認定研修会によるポイントを申請に用いる場合。

(2) 同上 6. の 5) 認定課程によるポイントを申請に用いる場合。

- 6) ケース報告書（書式D）

提出するケース報告のテーマ等をケース研究報告書（書式D-1）に記入すること。ただし、臨床動作法研修機会認定細則 6. の 2) 学会等での研究発表、同 6. の 4) 論文、著書により研修ポイントを申請する場合は、その学会等での研究発表あるいは論文、著書をケース研究報告として重複して用いることもできる。学会等での研究発表については、別添の書式(D-2)を参考にまとめて直した報告書を提出する。論文、著書については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することで替えることができる。

- 7) 学会大会目次、抄録等

臨床動作法研修機会認定細則 6. の 2) 学会等での研究発表を研修ポイントとして申請する場合は、発表を確認できる学会大会目次・抄録等（コピーで可）を添付する。同 6. の 3) 大会参加を研修ポイントとして申請する場合は、参加を確認できる参加証明書、名札等（コピーで可）を添付する。

- 8) 学術雑誌等の抜き刷り等

臨床動作法研修機会認定細則 6. の 4) 論文、著書を研修ポイントとして申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等（コピーで可）を添付する。ただし、上記 6) ケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。

- 9) 資格登録証明書

認定動作士資格認定要件細則 2. 申請要件の 2) - (2) - ④代替措置によるポイントを研修経験に算入する場合は、「臨床心理士」、「心理リハビリテーションスーパーバイザー」の資格登録証明書（コピーで可）を提出しなければならない。

VI. 臨床動作士資格申請及び交付手続き細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 5. に基づいて、「臨床動作士」の資格認定申請及び認定証の交付について必要な事項を定めるものである。
2. 申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表
臨床動作士の資格認定申請及び審査は原則として年 1 回行う。資格認定委員会（以下 認定委員会と呼ぶ）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。
3. 審査申請
臨床動作士の資格認定の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて、申請期間内に提出しなければならない。審査料は別に定める。
4. 提出書類
臨床動作士の資格認定の審査を希望する者は、別表 1 に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。
5. 登録
臨床動作士の資格認定審査の結果は本人宛に通知する。審査に合格した者は、臨床動作士認定証の交付を受けるにあたって、通知日より 3 ヶ月以内に、本学会が定める会則、倫理綱領及び本学会倫理委員会が定める倫理規定を遵守する旨の「誓約書」（書式 F-1）を提出するとともに、登録料を本学会に納付しなければならない。誓約書と登録料を受理後、臨床動作法資格認定規定に基づき臨床動作士認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて臨床動作法資格者名簿に登録し、これを公示する。
登録料は別に定める。
6. 附則 本規定は 1999 年（平成 11 年）10 月 29 日より実施する。
2000 年（平成 12 年）10 月 14 日改訂
2004 年（平成 16 年）10 月 22 日改訂

7.別表 1

「臨床動作士」認定申請にあたって提出する書類

- 1) 日本臨床動作学会「臨床動作士」資格認定申請書（書式A-2）
- 2) 履歴書（書式A-8）
- 3) 臨床動作士認定推薦書（書式B-2）
- 4) 臨床動作法に関する研修実績表（書式C-1～8）
- 5) 研修証明書

認定申請にあたって、以下にあげた研修会に参加して得られたポイントを、臨床動作士資格認定要件細則 2.の2) - (2) 研修経験に算入する場合は、その研修会の主催者または携わった認定講師によって発行された、研修分野とその分野の研修ポイントを明記した、研修証明書を提出しなければならない。

(1) 臨床動作法研修機会認定細則 6.の1) - (2) 認定研修会によるポイントを申請に用いる場合。

(2) 同上 6.の5) 認定課程によるポイントを申請に用いる場合。

- 6) ケース報告書（書式D）

提出するケース報告のテーマ等をケース研究報告書（書式D-1）に記入すること。ただし、臨床動作法研修機会認定細則 6.の2) 学会等での研究発表、同 6.の4) 論文、著書により研修ポイントを申請する場合は、その学会等での研究発表あるいは論文、著書をケース研究報告として重複して用いることもできる。学会等での研究発表については、別添の書式(D-2)を参考にしてまとめ直した報告書を提出する。論文、著書については、学術雑誌等の抜き刷り等を提出することで替えることができる。

- 7) 学会大会目次、抄録等

臨床動作法研修機会認定細則 6.の2) 学会等での研究発表を研修ポイントとして申請する場合は、発表を確認できる学会大会目次・抄録等（コピーで可）を添付する。同 6.の3) 大会参加を研修ポイントとして申請する場合は、参加を確認できる参加証明書、名札等（コピーで可）を添付する。

- 8) 学術雑誌等の抜き刷り等

臨床動作法研修機会認定細則 6.の4) 論文、著書を研修ポイントとして申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等（コピーで可）を添付する。ただし、上記6) ケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。

- 9) 資格登録証明書

臨床動作士資格認定要件細則 2.申請要件の2) - (2) -④代替措置によるポイントを研修経験に算入する場合は、「臨床心理士」、「心理リハビリテーションスーパーバイザー」の資格登録証明書（コピーで可）を提出しなければならない。

Ⅶ. 臨床動作学講師資格申請及び交付手続き細則

1. 本細則は、臨床動作法資格認定規定 5. に基づいて、「臨床動作学講師」（以下、認定講師という）の資格認定申請及び認定証の交付について必要な事項を定めるものである。

2. 申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表

認定講師の資格認定申請及び審査は原則として年1回行う。資格認定委員会（以下、認定委員会という）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。

3. 審査申請

認定講師の資格認定の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて申請期間内に提出しなければならない。

審査料は別に定める。

4. 提出書類

認定講師の資格認定の審査を希望する者は、別表1に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。

5. 登録

認定講師の資格認定審査の結果は本人宛に通知する。審査に合格した者は、臨床動作学講師認定証の交付を受けるにあたって、通知日より3ヶ月以内に、本学会が定め 会則、倫理綱領及び本学会倫理委員会が定める倫理規定を遵守する旨の「誓約書」（書式F-3）を提出するとともに、登録料を本学会に納付しなければならない。誓約書と登録料を受理後、臨床動作法資格認定規定に基づき臨床動作学講師認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて臨床動作法資格者名簿に登録し、これを公示する。

登録料は別に定める。

6. 附則 本細則は 2000 年（平成 12 年）10 月 14 日より実施する。

2004 年（平成 16 年）10 月 22 日改訂

7.別表 1

「臨床動作学講師」認定申請にあたって提出する書類

- 1) 日本臨床動作学会「臨床動作学講師資格認定申請書（書式A-3）
- 2) 履歴書（書式A-8）
- 3) 臨床動作学講師認定推薦書（書式B-3）
- 4) 臨床動作法に関する研修実績表（書式C-1～8）
- 5) 研修証明書認定申請にあたって、以下にあげる研修会に参加して得られたポイントを、臨床動作学講師資格認定要件細則2.の2）-（2）研修経験に算入する場合は、その研修会の主催者または携わった認定講師によって発行された、研修分野とその分野の研修ポイントを明記した、研修証明書を提出しなければならない。
 - （1）臨床動作法研修機会認定細則6.の1）-（2）認定研修会によるポイントを申請に用いる場合。
 - （2）同上6.の5）認定課程によるポイントを申請に用いる場合。ただし、このポイントは単なる受講によるものではなく研修的指導補助（認定講師によるスーパービジョン）によるものであること。
- 6) ケース報告書（書式D）

提出するケース報告のテーマ等をケース研究報告書（書式D-1）に記入すること。ただし、臨床動作法研修機会認定細則6.の2）学会等での研究発表、同6.の4）論文、著書により研修ポイントを申請する場合は、その学会等での研究発表あるいは論文、著書をケース報告として重複して用いることもできる。学会等での研究発表については、別添の書式（D-2）を参考にしてまとめ直した報告書を提出する。論文、著書については、学術雑誌等の抜き刷りを提出することで替えることができる。
- 7) 学会大会目次、抄録等

臨床動作法研修機会認定細則6.の2）学会等での研究発表を研修ポイントとして申請する場合は、発表を確認できる学会大会目次・抄録等（コピーで可）を添付する。同6の3）本学会学術大会参加を研修ポイントとして申請する場合は参加証明書、名札等（コピーで可）を添付する。
- 8) 学術雑誌等の抜き刷り等

臨床動作法研修機会認定細則6.の4）論文、著書を研修ポイントとして申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等（コピーで可）を添付する。ただし、上記6）ケース報告書と同一の場合は、重複して提出する必要はない。